

◎新潟県告示第1248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年10月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 大面保内線
- 2 供用開始の区間
三条市吉野屋字松原甲1019番2から同市吉野屋字松原甲1057番まで
- 3 供用開始の期日 平成25年10月29日